

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「(仮称) 三大明神風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見について

平成27年1月9日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 三大明神風力発電事業計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。
意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 福島県いわき市
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出力 : 最大54,000kW(3,000kW級×最大18基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成26年10月20日
環境大臣意見受理	平成26年12月19日
経済産業大臣意見	平成27年 1月 9日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス
「(仮称) 三大明神風力発電事業計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置計画について

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、現地調査結果等を踏まえ、重要な動植物及びその生息地・生育地、保全すべき植生地並びに事業実施による消失又は減少が周辺環境に大きな影響を及ぼすおそれのある森林（以下、「重要な動植物及びその生息地・生育地等」という。）並びに重要な自然環境のまとまりの場を、極力区域から除外すること。

(2) 風力発電設備等の配置計画

対象事業実施区域から除外できない重要な動植物及びその生息地・生育地等並びに重要な自然環境のまとまりの場がある場合は、風力発電設備や取付道路の配置計画の作成に当たって、現地調査結果等を踏まえ、これらへの影響を回避する又は極力低減できる計画を作成すること。

(3) 補足調査の実施

準備書における予測及び評価が不十分とならないよう、対象事業実施区域の設定や風力発電設備の配置計画の作成後に、予測及び評価を行うに足る十分な調査であるかを確認し、必要に応じて補足調査を実施して準備書を作成すること。

2. 騒音及び風車の影の影響について

(1) 風力発電設備の選定や配置計画の検討により、事業実施想定区域周辺の住居への影響を回避した上で、回避できない影響は低減すること。

(2) 上記2.(1)により、影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 工事用車両ルート沿いには、集落が存在するため、工事の実施に伴う大気質及び騒音等の影響について、方法書以降の環境影響評価手続において適切に予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

3. 動植物及び生態系への影響について

(1) 事業実施想定区域及びその周辺においては、既存文献ではオオタカの生息が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故等による重大な影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「猛禽類

保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局）の考え方も踏まえて、調査、予測及び評価を実施すること。

- (2) 取付道路の設置、既存道路の拡幅及び風力発電設備の敷地造成に当たっては、風力発電設備の選定、道路の線形及び縦断勾配並びに法面の工法及び勾配等の設計や施工方法を工夫することにより、土地改変及び森林伐採の回避及び面積の最小化を図るとともに発生土量及び土砂流出の抑制に努め、重要な動植物及びその生息地・生育地等並びに生態系への影響を回避した上で、回避できない影響は低減すること。
- (3) 上記の1.(1)、1.(2)及び3.(2)により、重要な動植物及びその生息地・生育地等並びに生態系への影響を回避又は十分に低減できない場合は、基数削減等を含む事業計画の見直しを行うこと。